

(様式第1号)

第1回 芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成26年2月24日(月) 14:30~16:30
場 所	保健福祉センター3階会議室1
出 席 者	委員長 木下 隆志 副委員長 堺 敦 委 員 天津 一郎 朝倉 己作 木村 嘉孝 島 サヨミ 岡本 直子 加納 多恵子 丸谷 美也子 東根 史郎 福田 晶子 遠藤 哲也 岡本 佳保里 寺本 慎児 欠席委員 長澤 豊 オブザーバー 有野 和枝 事務局 障害福祉課 鳥越 雅也 伊藤 浩一 川口 弥良 西川 隆士 知花 俊憲 地域福祉課 長岡 良徳 細井 洋海
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	1 人

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で15人中14人の委員の出席により成立

(2) 委員委嘱

(3) 市長挨拶

(4) 委員及び事務局の紹介

(5) 委員長, 副委員長の選出

委員長…委員の互選により木下委員を選出され承認

副委員長…委員長より堺委員を指名し承認

(6) 議事

①本計画の位置づけについて

②計画策定のためのアンケート等調査について

③今後のスケジュールについて

④その他

(7) 閉会

2 提出資料

資料1 芦屋市障害者(児)福祉計画・芦屋市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

資料2 芦屋市障害者(児)福祉計画策定委員会設置要綱

芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱

資料3 第3次障害者基本計画の概要

資料4 障がい福祉に関するアンケート調査票

資料5 芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画策定スケジュール

### 3 審議経過

#### (1) 本計画の位置づけについて

事務局より「本計画の位置づけ」について説明

(木下委員長)

ありがとうございました。本策定委員会では、第6次中期計画と第4期障害福祉計画という2つの計画の策定をしていただきます。中期計画で計画の骨格となる方向付けを行い、障害福祉計画で障害者総合支援法に沿った具体的な質と量を検討します。

資料3にありますように、中期計画は、今回国が方向性を示しているように、「7. 安全・安心」、「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」、「9. 行政サービス等における配慮」も追加して検討する必要があります。

今までのご説明で、ご意見、ご質問はありますか。

特にないようなので、アンケート調査について事務局から説明をお願いします。

#### (2) 計画策定のためのアンケート等調査について

事務局より「障がい福祉に関するアンケート」について説明

(木下委員長)

ありがとうございます。前半と後半に分けてご意見を伺いたいと思います。まずは、属性から現在の状況に関する前半部分の10頁までについていかがですか。

(木村委員)

アンケートの対象者が手帳所持者であるにも関わらず、問5に「手帳を持っていない」という選択肢があることに矛盾を感じます。手帳を持っていなくても障がい福祉サービスを受けている方もありますが、そのような方は対象にしているのですか。

(事務局)

それぞれの障がいを持つ方に共通の調査票を送るため、各手帳の所持についてお聞きしています。それぞれの手帳の所持について回答していただくこととなります。

(木村委員)

年齢層によってニーズが変わってくると思いますので、統計の処理として年代によって分析することができればと思います。

(木下委員長)

アンケート対象者について、具体的に説明をお願いします。

(事務局)

身体障害者手帳所持者が693人、療育手帳所持者が332人、精神障害者保健福祉手帳所持者が242人、重複障がいの方が88人、合計1,355人です。

(木下委員長)

木村委員からご指摘があったように、心的障がいでは、手帳の所持に関わらず自立支援医療受給者であれば、障がい福祉サービスの利用が可能ですが、そういった方の意見を収集する方法は考えておられますか。

(事務局)

手帳の所持に関わらず障がい福祉サービスを利用されている方々の意見をどのように収集するかについては検討します。

(島委員)

手帳所持者数が実態に沿っておらず、実態を把握するアンケートとしては、手帳の所持に関わらず、自立支援医療受給者も対象者として含めたほうがよいと思います。

(朝倉委員)

障がい種別の人数についてですが、知的障がいのある方については、特に問題はないと思います。

2頁の問2の選択肢が男性と女性のみですが、人権擁護のアンケートでは、「その他」の項目を設けて自由に記載できるようにしました。同じ芦屋市のアンケートという観点では、統一したほうがよいのではないのでしょうか。

(寺本委員)

人権擁護は世界各国で取り上げられている問題ですが、今回のアンケートは、人権擁護とは異なると思います。手帳には性別が書いてありますので、手帳の性別で答えていただけたと思います。

(堺副委員長)

手帳にその他の項目はないので、それで結構ではないでしょうか。

(木下委員長)

手帳所持者だけでなく、地域のサービスとつながっていない潜在的な方も課題を感じていると思います。岡本(直)委員は、地域の中でそのようなことを感じることはありますか。

(岡本(直)委員)

地域の中で民生委員が、障がいのある方の家族から相談を受けることは、今のところありません。高齢者などで認知症と精神障がいの境目が分からないということで、周囲から相談があるケースはありますが、65歳未満の方については、今のところ地域からの相談はありません。

(加納委員)

障がいをお持ちの方の居場所はどこがふさわしいのかという問題はあると思います。地域のサービスを必要としているのかもしれませんが。

(岡本(直)委員)

発達障がいの場合は、保護者が気付いて診断を受けるケースもあると思いますが、精神障がいかどうかは、本人も分からないことが多いです。手帳を持っていない方でも準じる方がかなりおられるのではないかと考えています。

(木下委員長)

手帳所持者に対するアンケートはスムーズにお願いできると思います。手帳を持っていない方にアンケートを手渡すような方法は考えられますか。

(事務局)

手帳を持っていない背景には、「障がいであることを知られたくない」など何らかの理由があると思いますので、アンケートを送っても回答していただけるのかどうか懸念されます。

(福田委員)

現在、芦屋市で手帳を持っていない方で、障がい福祉サービスを利用している方は、どのくらいおられるのですか。

(事務局)

自立支援医療受給者は約800人です。

(丸谷委員)

難病や発達障がいでも手帳を持たずにサービスを受けている方もおられますよね。

(事務局)

現在把握している範囲では、難病だけで障がい福祉サービスを受けている方は、いらっしゃいません。

(木下委員長)

手帳を持っていない方にもアンケート調査票を手渡す工夫を考えるのがよいか、前回同様に手帳所持者のみに配布するのがよいか、いかがでしょうか。先になります、パブリックコメントとして、一般の方々にもご意見を収集する機会があります。そこで、潜在化している方のご意見も多少は含めることができるのではないかと見込んでいます。皆様はいかがでしょう。

(岡本(直)委員)

自立支援医療は受けるものの手帳を取得しないのは、何らかの理由があると思います。民生委員などがそのような方を発見して訪問したとしても、少し病院に行ってみようと思っただけの方もいると思います。個人情報問題もあり、「なぜ知っているのか」と警戒され、何か支援をしようと思っても不信感を持たれる可能性もあります。

民生委員が障がいのある方の要援護世帯を訪問する場合も、市から、日頃の見守りを要望しているという情報をいただいた方しか訪問できません。見守りを要望していない方のところには、分かっているにもかかわらず訪問することはできません。同様に知られたくない方を訪問することには抵抗があります。

しかし、本当はそのような方たちにこそ、どのような支援を要望しているかをお聞きすることが大切だと思います。その辺りの解決策が難しいと感じています。

(事務局)

すべての解決策になるかどうかは分かりませんが、このアンケート調査以外に団体に対するインタビュー等を行う予定です。その中で意見が吸い上げられるものもあると考えています。

(島委員)

精神障がいに関しては、手帳を持っていない方は家族会にはいないため、インタビューだけでは、不十分な点もあるかと思っています。

(木下委員長)

何らかの方法でニーズが吸い上げられればと思いますが、今回は前回同様とさせていただきます。

10頁までの項目について、ご意見をお願いします。

(島委員)

3頁の問6の意図を教えてください。

(事務局)

発達障がいや高次脳機能障がいは独自のニーズがあり、従来のサービスでは対処できないという声をよく聞きます。そのため、その方が選択肢のどれにあてはまるかという質問を設け、クロス集計により、それぞれの方がどのようなサービスを望まれているかを分析したいと思っています。

(島委員)

様々な障がいを網羅するのではなく、そこから漏れているものをピックアップするという意図ですか。

(事務局)

漏れているという認識はありませんが、特にサービスが追いついてないと思われるものをピックアップしています。

(島委員)

問6は、すべての方を分類するわけではないという意図であれば、このままでよいと思います。

(事務局)

問6では、すべての方の状況を網羅して把握することは意図していません。発達障がいの方に直接アンケートを配布することができないため、手帳所持者の中から抽出して、その方の状況やニーズを把握しようと思っています。

(福田委員)

このアンケートは65歳未満が対象ということでしたが、問5の⑤で、「4.65歳以上」という選択肢は必要ですか。

(事務局)

ご指摘の通りのため、削除します。

(朝倉委員)

65歳以上になると介護保険に移行しますが、引き続き療育を受けたいと思っても、施設が満杯で受け皿がない状況です。そのため、65歳以上の方もアンケートの対象者として、将来への不安解消につながるようなことを検討していただきたいと思いません。

(木下委員長)

朝倉委員のご指摘は、65歳以上で障害者手帳所持者については、介護保険事業計画、高齢者福祉計画、地域福祉計画などの他の計画で反映されるものと思いますが、いかがですか。

(寺本委員)

他のアンケートで、障害者手帳所持に関する項目はありません。

(木下委員長)

ライフサイクルを通じた障がいのある方への支援を行うためには、その辺りも考える必要があると思います。

(遠藤委員)

知的障がいの方はアンケートを理解しにくいと思いますが、ルビはふるのですか。また、視覚障がいの方に対して点字は用意されますか。

(事務局)

ルビはふる予定ですが、点字は予定していません。視覚障がいの方には、家族やヘルパーのサービスで、アンケートを読んでもらって対応していただけたらと考えています。

(遠藤委員)

数が少ないとはいえ、人間の思考として当事者は点字で読むのと人に読んでもらうのでは、違うと聞いていますので、情報提供として点字は外せないと思います。

(木下委員長)

天津委員は点字についてはどのように思われますか。

(天津委員)

家族やヘルパーに読んでもらって回答してもらった方がよいと思います。

(堺副委員長)

問9は、1人を選ぶのは難しい質問だと思います。例えば、午前と午後で介護する方が異なるケースもあると思います。複数回答にしてはどうでしょうか。

(事務局)

複数の方に介護してもらっている方と、1人だけに介護してもらっている方とで、どのような傾向があるかという分析はできますので、複数回答にしても構いません。

(木下委員長)

問9は複数回答にしてもよいでしょうか。

(全委員)

異議ありません。

(木下委員長)

それでは、問9は複数回答とします。

引き続き、11頁以降も含めて、ご意見、ご質問をお願いします。

(堺副委員長)

入所者の中で、生活はしているが仕事はしていないという方は、どこを選べばよいか分からないと思いますので、問18の「2.」は「生活（仕事）」としていただきたいです。

(木下委員長)

今のご意見に関して、アンケートの意図と異なってくるようなことはありますか。

(事務局)

「2.」は就労を行っているかどうかを聞く意図がありますので、「3.」を「通っている（入所している）」などの表現にする方向で検討します。

(木下委員長)

「3.」の表現を変えて、生活の要素を入れていただきたいと思います。

(堺副委員長)

問19の「②」は、就労に関する困りごとを聞くものですが、入所者にしてみると生活に関する困りごとのほうが大きいと思います。就労に関してはこれでよいと思いますが、それだけでは、施設入所者に対する質問としては、不適切だと思います。

(事務局)

問19、20は、就労に関する質問で、施設入所者に対する質問は特に設けていません。今回それを加えるかどうかですが、すぐに回答できませんので、預かって検討させていただきます。

(朝倉委員)

問35の「災害時要援護者登録制度」は始まったばかりで、すぐには変更できないと思うのですが、この結果を受けて変更などを行う考えはありますか。

(木下委員長)

問35に関して、他にご意見はありますか。

(島委員)

登録しているかどうかを聞いてはどうでしょうか。

(木下委員長)

クロス集計などを行うためにも、登録の有無を聞くほうが有効かもしれません。問35の前に、登録の有無を聞く質問を入れることについて、いかがでしょうか。

(木村委員)

登録しない理由として、制度そのものを知らないということもあると思います。その後に、登録の有無となぜ登録しないのかなどを聞くのがよいと思います。

(朝倉委員)

2年前あたりから広報しているにも関わらず、制度を知らないということは、今まで市が行ってきたことが成果になっていないことになりませんが、あれ以上の丁寧な支援が今は思い浮かびません。

(寺本委員)

モデルケースで検証した際に、登録しても、そのことを本人が忘れていたケースがありました。そのため、質問の結果と実態は合致しない可能性があります。

制度に関しては、出したことと、その結果どのようなことが返ってきたかによってやっと自分のものになっていくと思います。現在制度は動いているものの、もっと自分はどう思うということが主観的に答えやすいもののほうがよいと思います。

(木下委員長)

「災害時要援護者登録制度」に入っていることを前提にしたうえで、課題を明確にするような質問がよいということでしょうか。

(寺本委員)

改めて、この制度を考えた場合に、「必要ない」、「個人情報に気になる」などをそれぞれに出してもらえれば、手帳所持者の意識が分かってよいと思います。

(島委員)

高齢の親にとって、このアンケートは難しいと思います。

(堺副委員長)

当事者と家族がお互いに顔を見合わせて回答する方もあると思います。問46は難しい質問ですが、少し文言を変えることで答えやすくなり、もっと広範な意見が出てくると思います。ちょっとした工夫だと思います。回答者の目線に合わせ、聞き方の工夫を行い、高齢の保護者などの意見も出やすくするのがよいと思います。

(事務局)

問1にあるように、家族などの協力を得て回答していただくことになると思います。

(堺副委員長)

16頁に「介護者の状況についておたずねします」という文章がありますが、ここが前段と特化したような印象を受けます。介護者には家族もあり、中には高齢の方もおられます。前段がそうなのであれば、クリアできます。

(遠藤委員)

今後の障がいのある方に関しては、合理的配慮がキーワードになると思いますが、その部分がなかなか伝わってきません。合理的配慮という観点でサービスなどの要望を出していただきたいという意図が伝わるようにしていただきたいと思います。合理的配慮について知っているかどうかを知りたいです。おそらくほとんどの人が知らないと思います。

(木下委員長)

問46の選択肢に加えるということですか。

(遠藤委員)

問36から問41の間で、合理的配慮についての質問を入れてもよいのではないかと思います。

(木下委員長)

問16の選挙という項目で、合理的配慮に関する質問をしています。日常生活の就労や教育などの中で、合理的配慮を感じるかどうかなどの項目を付け加えることは可能ですか。全体的な頁数も考えなければならないことも重々承知のうえですが。成年後見制度や、権利擁護、合理的配慮に関する自由記述欄を入れることは可能でしょうか。

(堺副委員長)

今回のアンケートではたくさん盛り込みすぎだと思います。あれもこれも盛り込みすぎると複雑になります。アンケートは「シンプル・イズ・ベスト」として、それを受けて、長丁場の中で施策などについて議論するべきだと思います。

(朝倉委員)

合理的配慮を知っているかどうかだけは、調査してもらいたいです。ほとんどの方が、「知らない」と回答すると思いますが、それでよいと思います。だからこそ広めていくことが大切だと思います。

(木下委員長)

市民の立場から岡本(佳)委員はいかがですか。

(岡本(佳)委員)

アンケートの質問数が多いと回答するのが大変という話が出ていましたが、回答する方はそれなりに意見をもっている方なので、合理的配慮についての自由記述欄を設けるなど、多少アンケートのボリュームが大きくなっても回答してくれると思います。

(木下委員長)

時間も押し迫ってきましたので、合理的配慮については一旦事務局にてお預かりして検討させていただきます。

(福田委員)

11頁の問30に、同行援護と行動援護が入っていないのはなぜですか。18歳未満は★のサービスのみ回答することになっていますが、居宅や生活介護、施設入所支援も児童に関わってきます。これらに★がついていないのはなぜですか。

(木下委員長)

事務局にて後ほど確認をお願いします。

### (3) 今後のスケジュールについて

事務局より「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画策定スケジュール」について説明

(木下委員長)

アンケート実施までの期間が厳しいため、本日いただいたご意見をできるだけ反映していく方向で、副委員長、事務局と私がお預かりして検討することで一任いただけますでしょうか。

(全委員)

異議ありません。

(木下委員長)

それでは、一任させていただきます。

これで委員会を終了します。ありがとうございました。

以上